

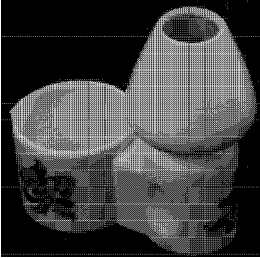
意匠分類記号	意匠分類の名称
C5-50	食器支持具、食器収納具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
C5-50	全	食器支持具・食器収納具	

参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
C4-26	歯ブラシ立て等	

再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

この分類に含まれる物品		

定義		
<p>食物を入れる食器や、食物に直にふれる飲食用具、調理容器などではなく、それらの食器・飲食用具等を、支持、収納、運搬する食生活用の用具一般。</p>		
	<p>1055898 号 茶笥立て付き計量容器</p> 	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
------------------------	--	--

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
--------------------------	--	--

過去に分類した物品の名称		